

令和7年（フ）第76号

三重県松阪市小黒田町561番地1
破産者 新橋 実
1 決定年月日 令和8年7月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年（フ）第1494号

京都市下京区桜木町99ブーケガルニビルB1
破産者 株式会社REDNESTA
1 決定年月日 令和8年7月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第135号

鳥取県鳥取市宮長123番地9
破産者 株式会社REXホーム
1 決定年月日 令和8年7月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和7年（フ）第47号

福岡県久留米市大善寺町宮本1483番地3、開始決定時の住所福岡県久留米市大善寺町夜明500番地8
破産者 井手 瞬
1 決定年月日 令和8年7月13日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年（フ）第73号

山形県米沢市福田町2丁目3番47ー4号、前住所山形県米沢市大字川井982番地の12
破産者 鈴木 典子

1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和7年（フ）第123号

山形県米沢市泉町2丁目3番46号 イワセハイツ105号室
破産者 樋口 健治
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和7年（フ）第795号

川崎市川崎区池田2丁目5番13ー803号 アンパリアル川崎SOUTH
破産者 神田 英一
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第469号

愛知県豊田市京ヶ峰1丁目24番地2 ビレッジハウス京ヶ峰タワー301号
破産者 和田 嘉弘
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第380号

大阪府羽曳野市西浦四丁目3ー3ウイングヒルズ羽曳野103、開始決定時の住所大阪府羽曳野市南古市1丁目27番27号
破産者 安井 宏之

1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第1077号

兵庫県加古川市野口町北野1番地の1 ローブヴィア東加古川126号
破産者 小西 嘉和
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第276号

兵庫県明石市大観町6番11ー303号、前住所兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口709番地の1
破産者 伊野 良
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年（フ）第33号

鳥取県倉吉市巖城892番地3、住民票上の住所鳥取県倉吉市巖城892番地3 東
破産者 福田 真二
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和7年（フ）第211号

広島県福山市手城町一丁目6番17号 アン・ジュール204
破産者 石坂 正嗣

1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第29号

広島県福山市幕山台六丁目27番7号、旧住所兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬942番地ビューハイツ307号
破産者 岩原 誠
1 決定年月日 令和8年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（フ）第60号

北海道伊達市末永町49番地55 道営末永中央団地Bー308号、前住所北海道伊達市山下町178番地19
破産者 米澤 豊
1 決定年月日 令和8年7月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年（フ）第285号

函館市銭亀町348ー21、住民票上の住所函館市千代台町26番26ー305号
破産者 藤原 貴
1 決定年月日 令和8年7月15日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所